

**無料で耐震診断士
を派遣します**

東日本大震災では、市でも家屋や道路などに多大な被害を受けました。今後も、大きな地震の発生による災害の危険性が指摘されています。

このようなことから、お住まいの建物は、不安をお持ちの方もたくさんいることと思います。そのため、市では、今年度も「木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施します。ご希望の方は、応募要件をご確認のうえ、必要書類を添えてお申し込みください。なお、申し込み多数の場合には抽選となる場合があります。

【応募要件(対象となる住宅)】

①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確

認を受け、建築された住宅
② 2階建て以下の住宅で、延べ
床面積が30平方メートル以上。
店舗などの併用住宅は、建物
全体の2分の1以上が住宅と
して使用されていること

④所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していない

押印のうえ、対象住宅の建築年
度と所有者（共有の場合はその
代表者）であることが確認でき

【耐震診断の内容】

この診断は、財団法人日本建

※1階・2階の押入れから天井裏を確認するので、内部のもの一度出しておいて下さい。

【耐震診断の内容】

にその旨をご記入ください。

診断の実施(現地調査) が決まつたら

■ 現場調査は、所有者などの立会のもとで行います。

- 現場調査は、所有者などの会のもとで行います。
- 所有者などの承諾を得たうえで、建物（外部・内部など）を撮影させていただきます。
- 現場調査の所要時間は、建物の規模、図面の有無にもよりますが、半日程度となります。
- 結果は後日「報告書」にて通

る書類（固定資産税の納入通知書、登記簿など）を添えて、直ちに持てください。応募要件について、確認できない場合は別途書類をご用意いただくことがありますので、ご了承ください。

建築防災協会が定める「一般診断法」に基づき、次の要領にて実施します。

悪質な業者による勧誘にご注意ください

市では、突然お宅に訪問したり、電話をかけるなどして耐震診断や耐震改修工事を勧誘することはありません。業者による紛らわしい勧誘があつた時は、都市計画課または市消費生活センターへご連絡ください。